



資金調達の方法はいくつかありますが、旧来は主に銀行からの借入れというのが主流でした。大きな会社であれば社債や株式の発行という手段をとることもあります。最近では「クラウドファンディング」という言葉を聞く機会が増えてきました。2023年には国立科学博物館が、運営資金難からクラウドファンディングを実施したところ、目標額を大きく上回る資金が短期間に集まったことでも話題になりました。このことでさらにクラウドファンディングの認知度が高まったことは間違いありません。しかし、クラウドファンディングという言葉は聞いたことがあって、何らかの目的のために資金を集める方法であるということは認知されましたが、ここで一つの疑問が生じます。それは「クラウドファンディングで集めたお金の税金は課税されるのか」ということです。

結論から言うと、お金を集めた側は利益を得ていますので、**もちろん税金の対象になります**。しかし、一言でクラウドファンディングと言っても、**実はその形態が大きく3種類に区分されており、その形態ごとに課税関係も異なります**。その形態は「寄付型」「購入型」「投資型」です。このうち税金が課税されるのは「寄付型」と「購入型」です。それぞれの簡単な説明と課税関係についてみてみましょう。

・**寄付型**…この形態は単純に相手へ資金提供をするのみです。事業報告書などの提供はありますが、基本的に資金提供者は対価となるようなものを受け取りません。そのため、税金の取り扱いも相手から金銭をもらった場合と同様になります。**法人の場合は受贈益となり、雑収入等として課税されます。個人の場合は少し複雑で、資金提供者が「個人の場合は贈与税」が課税され、「法人の場合は所得税（一時所得）」が課税されることとなります**。なお、**消費税については不課税**として取り扱います。

・**購入型**…資金提供者は資金提供の対価として、そのプロジェクトに関する何らかの商品やサービスの提供をうけます。これは、商品やサービスを、対価を払って購入することと同義になりますので、**提供を受けた資金は法人個人ともに売りに計上**します。ただし、**事業としての活動を行っていない個人の場合は雑所得として課税されることとなります**。なお、**消費税は課税対象**となります。

・**投資型**…投資型はさらに3種類に細分化されます。が、結論から言うと、**資金提供時には課税関係は生じません**。その3種類とは①融資型、②株式型、③ファンド型です。①の融資型はクラウドファンディングで集めたお金を将来返済することになるので、銀行から借入れを行った場合の処理と同じになります。②株式型と③ファンド型はともに新株発行・ファンドの発行と同様の処理になるため、資金提供時に課税関係は生じません。将来配当金や分配金の支払いがあった時はそれぞれ支払者には源泉徴収義務が生じるほか、配当金等の受け取りがあった人は他の配当金等と同じ処理を行うこととなります。

一言でクラウドファンディングといっても、その内容は多岐にわたり、税金の取り扱いも異なるため、**事前によく確認して、どのタイプで行うのかを検討する必要があります**。クラウドファンディングを行うにはサイトへ登録し審査を受ける必要がありますが、サイト選びにもこれらの仕組みを理解したうえで行うほうがいいでしょう。

